

人間文化研究機構における保有個人情報の開示、訂正及び利用停止決定に係る審査基準

平成 17 年 3 月 28 日  
機 構 長 裁 定  
平成 25 年 3 月 29 日改正  
平成 30 年 2 月 13 日改正  
令和 4 年 6 月 29 日改正

(開示)

第 1 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 76 条第 1 項の規定により、人間文化研究機構（以下「機構」という。）に、機構が保有する個人情報の開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報（行政機関等匿名加工情報ファイルを構成する行政機関等匿名加工情報及び削除情報に該当するものを除く。以下この基準において同じ。）に次の(1)から(4)に規定する情報（不開示情報）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し当該保有個人情報を開示するものとする。

(1) 個人に関する情報（法第 78 条第 1 号及び第 2 号）

1) 開示請求者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

2) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）

であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、当該情報を開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報は開示するものとする。

イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(2) 法人等に関する情報（法第 78 条第 3 号）

法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報は除く。

1) 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

2) 機構の要請を受けて、開示しないと条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(3) 審議、検討等に関する情報（法第 78 条第 6 号）

国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、次に掲げるもの。

- 1) 開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるもの
  - 2) 開示することにより、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあるもの
  - 3) 開示することにより、特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (4) その他の情報（法第78条第7号）

国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの。

- 1) 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ
- 2) 犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ
- 3) 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
- 4) 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
- 5) 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- 6) 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
- 7) 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(訂正)

第2 法第90条第1項の規定により、機構に対し保有個人情報の訂正請求があつた場合において、当該訂正請求に係る保有個人情報の内容が事実と相違することが判明したときは、利利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

(利用停止)

第3 法第98条第1項の規定により、機構に対し保有個人情報の利用停止の請求があつた場合において、当該保有個人情報が次の(1)から(3)までのいずれかに該当すると認められるときは、機構における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

- (1) 利用目的の達成に必要な範囲を超えて保有されているとき
- (2) 偽りその他不正の手段により取得されたとき
- (3) 利用目的以外の目的のために利用又は提供されているとき

附 則

この基準は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成30年2月13日から施行し、平成29年5月30日から適用する。

附 則

- 1 この基準は、令和4年6月29日から施行し、令和4年4月1日から適用する。
- 2 前項の規定の適用日前に、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第12条第1項、第27条第1項及び第36条第1項の規定による保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求があった場合は、なお従前の例による。